

令和4年度
海上保安庁関係
予算決定概要

令和3年12月

海上保安庁

目 次

I. 海上保安庁の重要業務	1
II. 海上保安庁関係予算総括表	2
III. 主な事項	
1. 戦略的海上保安体制の構築	3
2. 国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化	8
IV. 参考資料	12

I. 海上保安庁の重要業務

近年、尖閣諸島周辺海域では中国海警局に所属する船舶による領海侵入事案や日本漁船へ近づこうとする事案が繰り返されているほか、大和堆周辺海域における多数の外国漁船による違法操業、外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着、深刻化する国際テロ情勢、激甚化する自然災害等、我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増している。こうした状況に的確に対応するため、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月関係閣僚会議決定)に基づき着実に体制整備を進めるとともに、その確実な運用を図る。また、「海洋基本計画」や「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」等を踏まえたMDAの能力強化や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するため、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援等の取組を推進し、戦略的海上保安体制を構築する。

あわせて、治安・救難・防災業務の充実・強化、海上交通の安全確保等の国民の安全・安心を確保するための業務基盤の充実・強化に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進する。

戦略的海上保安体制の構築

1 「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

- ① 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
- ② 海洋監視体制の強化
- ③ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化
- ④ 海洋調査体制の強化
- ※ ①～④の体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等
- ⑤ 基盤整備(定員確保、教育訓練施設の拡充等)

2 海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた取組等

3 法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組

国民の安全・安心を守る 業務基盤の充実・強化

4 治安・救難・防災業務の充実・強化

- ① 巡視船・航空機の高機能代替
- ② 装備資器材等の充実・強化
- ③ 法執行業務体制等の充実・強化

5 海上交通の安全確保

6 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

Ⅱ. 海上保安庁関係予算総括表

(単位：億円)

主要事項等	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	倍率	令和3年度 補正予算額	令和4年度 当初予算額 + 令和3年度 補正予算額 D=B+C	倍率
	A	B	(B/A)		C	(D/A)
【物件費】						
1 巡視船・航空機等の整備費	291	347	1.19	249	596	2.05
2 巡視船・航空機等の運航費	487	446	0.92	54	501	1.03
3 海上保安官署施設の整備費	19	25	1.26	5	30	1.54
4 情報通信関係費	58	28	0.49	23	52	0.89
5 海洋情報関係費	26	16	0.64	1	18	0.68
6 治安・救難・環境保全・防災関係費	118	107	0.91	16	123	1.05
7 その他	42	41	0.98	1	43	1.01
非公共 計	1,041	1,012	0.97	350	1,362	1.31
8 船舶交通安全基盤整備事業	142	179	1.26	37	216	1.52
物件費 計	1,184	1,190	1.01	388	1,578	1.33
【人件費】						
人件費	1,037	1,041	1.00	0	1,041	1.00
合 計	2,221	2,231	1.00	388	2,618	1.18

注1 端数処理の関係で、合計額は必ずしも一致しない。

注2 デジタル庁へ振り替える経費(34億円)を含む。

注3 令和3年度当初予算額には特殊要因経費(5億円)を含まない。

<定員要求>

424人増員 定員合理化等 △313人

Ⅲ. 主な事項

()内は令和3年度当初予算額

1. 戦略的海上保安体制の構築

366. 1億円※(前年度 386. 4億円)
※ 再掲・運航費を除く
【3年度補正を加え 555. 9億円】

(1) 「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化

356. 0億円※(前年度 374. 3億円)
※ 再掲・運航費を除く
【3年度補正を加え 544. 6億円】

平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」を受け、引き続き、海上保安庁の法執行能力、海洋監視能力、海洋調査能力の3点の強化を図る観点から「尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備」等の5つを柱とする海上保安体制の強化を着実に進める。また、体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用を図る。

① 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

251. 5億円(前年度 212. 2億円)
【3年度補正を加え 336. 4億円】

尖閣領海警備体制等の強化のため、巡視船の整備等を進める。

(新規)

- 大型巡視船 4隻(6年度1隻、7年度3隻就役) 0. 1億円
<3年度補正着手>【3年度補正を加え 68. 7億円】



大型巡視船(3,500トン型) 3隻



大型巡視船(1,000トン型) 1隻

(継続)

- ヘリコプター搭載型巡視船 2隻(5年度就役)
78.0億円(前年度 97.5億円)
- 大型巡視船 4隻(4年度2隻、5年度2隻就役)
103.1億円(前年度 51.3億円)
【3年度補正を加え 111.4億円】
- 巡視船搭載ヘリコプター 4機(5年度就役)
46.3億円(前年度 15.5億円)
- 基地整備
21.7億円(前年度 45.1億円)
【3年度補正を加え 29.7億円】

② 海洋監視体制の強化

88.7億円(前年度 145.2億円)
【3年度補正を加え 190.0億円】

広大な我が国周辺海域における監視体制を強化するため、新技術により監視能力を高めた無操縦者航空機の導入を含む、航空機の整備等を進める。

(新規)

- 無操縦者航空機 1機(4年度運用開始(暫定運用)) 33.8億円
- 情報処理システム構築(無操縦者航空機関連) 0.3億円
<3年度補正着手>【3年度補正を加え 5.9億円】



無操縦者航空機 1機

- ・ 中型ヘリコプター 1機(6年度就役) 0.0億円
 <3年度補正着手>【3年度補正を加え 0.9億円】



(一例)

中型ヘリコプター 1機

(継続)

- ・ ジェット機 2機(4年度1機、5年度1機就役) 22.4億円(前年度 77.5億円)
 【3年度補正を加え 104.4億円】
- ・ 中型ヘリコプター 1機(5年度就役) 0.0億円(前年度 11.7億円)
- ・ 映像伝送機能の強化 0.02億円(前年度 29.9億円)
 【3年度補正を加え 6.8億円】
- ・ 監視拠点の整備 3.2億円(前年度 4.1億円)
 【3年度補正を加え 4.9億円】

③ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

16.7億円※(前年度 18.8億円)
 【3年度補正を加え 21.4億円】
 ※ 再掲

原発等へのテロの脅威や大和堆周辺海域における外国漁船への対応等の重要事案への対応体制を強化するため、巡視船の整備を進める。

(継続)

- ・ 大型巡視船 1隻(4年度就役・再掲) 16.7億円(前年度 18.8億円)
 【3年度補正を加え 21.4億円】

④ 海洋調査体制の強化

9. 0億円(前年度 16. 6億円)

他国による海洋境界等の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、整備した測量船等により、海洋調査や調査データの解析等を進める。

※ ①～④の体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等

「海上保安体制強化に関する方針」に基づき整備した巡視船・航空機等を確実に運用するとともに、大規模事案の同時発生等にも適切に対応するため、所要の燃料費や維持費等を確保する。

⑤ 基盤整備

6. 8億円(前年度 0. 3億円)

【3年度補正を加え 9. 3億円】

海上保安体制の強化にあわせて、海上保安業務対応能力の向上を図るため、教育訓練施設の拡充等を進める。

(新規)

- ・ 海上保安学校教舎兼複合訓練棟の拡充

0. 1億円



海上保安学校教舎兼複合訓練棟の拡充

- ・ 教育訓練資器材の整備

【3年度補正 1. 2億円】

(継続)

- ・ 大型練習船 1隻(6年度就役)
- ・ 海上保安大学校学生寮の増築

0. 03億円(前年度 0. 1億円)

0. 5億円(前年度 0. 2億円)

(2) 海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた取組等

7.4億円(前年度 9.1億円)
【3年度補正を加え 8.5億円】

「海上保安体制強化に関する方針」はもとより、「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」等も踏まえ、海洋状況表示システムの機能強化等を図る。また、海洋権益や海上安全の確保等に資する質の高い科学的データを収集するため、引き続き、広域かつ詳細な海洋調査を進めるとともに、海洋調査等で得られた海洋情報の効果的な集約・共有・提供を図る。

(継続)

- ・ 海洋状況表示システムの機能強化等 1.2億円(前年度 1.0億円)

(3) 法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組

2.7億円(前年度 3.0億円)
【3年度補正を加え 2.8億円】

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等との間で共有し、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図るため、海上保安政策プログラム(修士課程)による人材育成支援や、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム(外国海上保安機関の能力向上支援専従部門)の派遣等を実施する。

2. 国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化

172.7億円(前年度154.8億円)

【3年度補正を加え 313.1億円】

(1) 治安・救難・防災業務の充実・強化

109.1億円(前年度107.6億円)

【3年度補正を加え 243.8億円】

密輸・密航等の海上犯罪取締りや救難・防災などの業務基盤の充実・強化を図る。

① 巡視船・航空機の高機能代替

63.1億円(前年度 34.1億円)

【3年度補正を加え 152.6億円】

全国における海難、海上災害、不審事象、不法行為等への迅速かつ的確な対応を可能とするため、安全性の向上と高性能化を図った巡視船・航空機への代替整備を着実に進める。

(新規)

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船 2隻(7年度就役) 0.1億円

<3年度補正着手>【3年度補正を加え 81.3億円】



ヘリコプター搭載型巡視船「そうや」



ヘリコプター搭載型巡視船「しきしま」

- ・ 小型巡視船 1隻(5年度就役) 0.02億円

<3年度補正着手>【3年度補正を加え 8.2億円】



小型巡視船 1隻

(継続)

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船延命・機能向上
24.1億円(前年度 0.0億円)
- ・ 中型巡視船 1隻(4年度就役) 10.5億円(前年度 15.5億円)
- ・ 小型巡視船 2隻(4年度就役) 10.0億円(前年度 18.6億円)
- ・ 巡視船搭載ヘリコプター 2機(5年度就役)
18.4億円(前年度 0.0億円)
- ・ 中型ヘリコプター 1機(5年度就役) 0.0億円(前年度 0.0億円)

② 装備資器材等の充実・強化

28.6億円(前年度 52.0億円)

【3年度補正を加え 64.3億円】

巡視船艇や航空機等の能力を最大限に発揮し、海上保安官による安全かつ的確な海上保安業務の遂行のため、巡視艇の代替整備、巡視船の腐食対策等を着実に進めるとともに、装備資器材の充実・強化を図る。

(新規)

- ・ 大型巡視艇 1隻(5年度就役) 0.01億円
<3年度補正着手>【3年度補正を加え 6.7億円】



大型巡視艇 1隻

- ・ 小型巡視艇 4隻(3年度3隻、4年度1隻就役) 5.7億円
<うち3年度補正着手3隻>【3年度補正を加え 20.3億円】



小型巡視艇 4隻

(継続)

- 大型巡視艇 1隻(4年度就役) 11.4億円(前年度 0.02億円)
- 腐食対策等 1.8億円(前年度 10.0億円)
【3年度補正を加え 12.8億円】
- 救難資器材等の整備 1.1億円(前年度 0.8億円)
【3年度補正を加え 1.7億円】

③ 法執行業務体制等の充実・強化

17.3億円(前年度 21.5億円)
【3年度補正を加え 27.0億円】

世界的にテロの脅威が増大している中、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動や海上犯罪に加え、尖閣周辺海域の領海警備や大和堆周辺海域における外国漁船への対応等に万全を期すため、警備資器材の充実・強化を図る。

(新規)

- ドローン対策資器材の整備 0.01億円
【3年度補正を加え 4.5億円】

(継続)

- 警備資器材等の整備 0.6億円(前年度 1.5億円)
【3年度補正を加え 5.8億円】

(2) 海上交通の安全確保

35.6億円(前年度 43.0億円)
【3年度補正を加え 41.3億円】

海上交通の安全確保のため、航路標識の適切な維持管理を実施する。

(3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

28. 0億円(前年度 4. 3億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、海上保安施設等の耐災害性強化対策、走錨事故等防止対策、航路標識の耐災害性強化対策及び航路標識の老朽化等対策を着実に推進する。

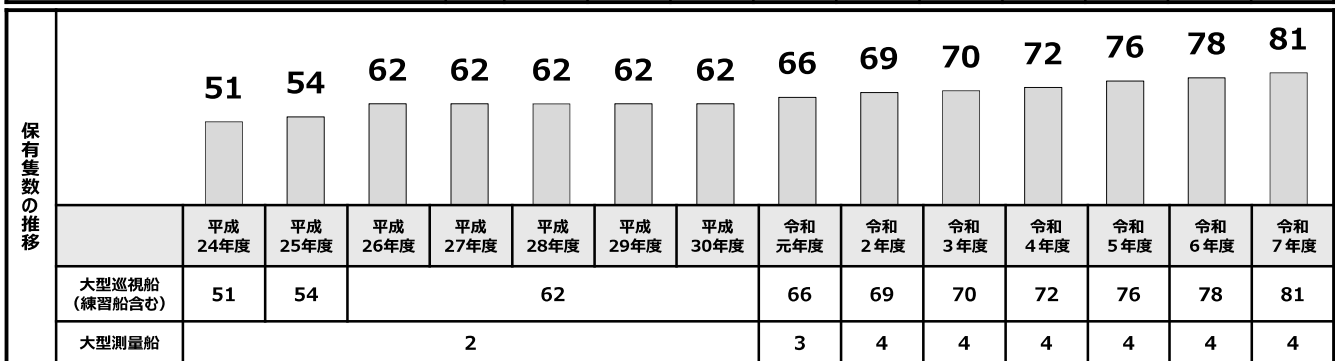
IV. 参考資料

目 次

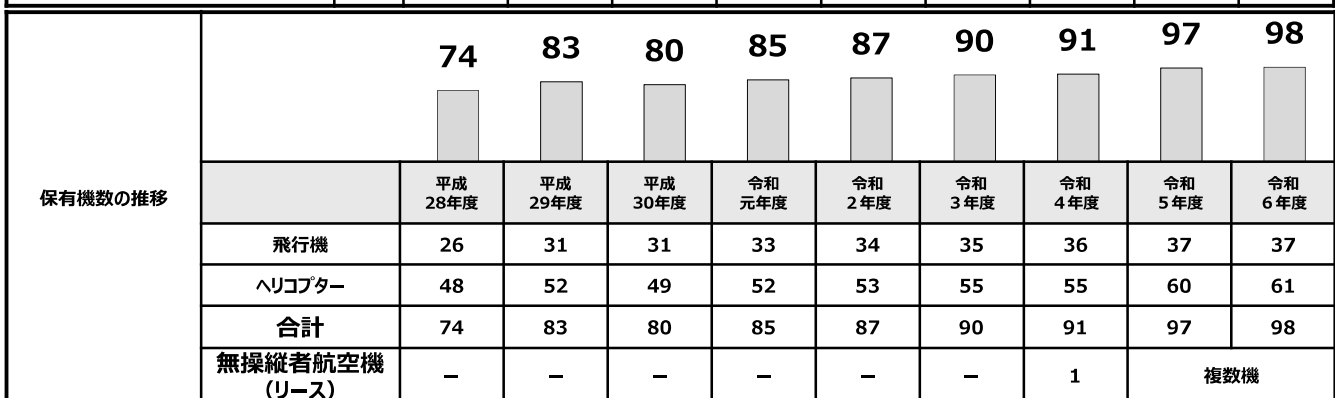
① 「海上保安体制強化に関する方針」に基づく 大型巡視船・航空機等の整備（イメージ）	13
② 予算の内訳の推移等	14
③ 令和4年度主な機構要求査定概要	15
④ 令和4年度定員要求査定概要	16
⑤ 定員の推移	17
⑥ 海上保安体制強化に関する方針〈抄〉	18
⑦ 海洋基本計画〈抄〉	20
⑧ 我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた 今後の取組方針〈抄〉	20

「海上保安体制強化に関する方針」に基づく大型巡視船・航空機等の整備（イメージ）

凡例	新規	継続	就役済	整備 隻数	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
【ヘリコプター搭載型巡視船】 （総トン数 約6,500トン ヘリコプター1機搭載） （全長 約150メートル）		3隻				「れいめい」（鹿児島）	「あかつき」（鹿児島）	「あさづき」（石垣）						
【ヘリコプター搭載型巡視船】 （総トン数 約6,000トン ヘリコプター2機搭載） （全長 約140メートル）		3隻				「しゅんどう」（鹿児島）								
【大型巡視船】 （総トン数 約3,500トン） （全長 約120メートル）		6隻				「あやこ」（中城）								
【大型巡視船】 （総トン数 約1,500トン） （全長 約96メートル）		5隻				「つるが」（敦賀）	「えちぜん」（敦賀）							
【大型測量船】 （総トン数 約4,000トン） （全長 約100メートル）		2隻				「平洋」（本庁）	「光洋」（本庁）							
【大型練習船】 （総トン数 約5,500トン） （全長 約134メートル）		1隻												
合計隻数と就役予定年度		20隻	-	-	-	4隻	4隻	1隻	2隻	4隻	2隻	3隻		



凡例	新規	継続	就役済	整備 機数	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
【大型ジェット機】		1機											
【中型ジェット機】		3機				北九州基地	北九州基地						
【中型飛行機】 （測量機）		1機					仙台基地						
【中型ヘリコプター】 （航空基地）		3機					新潟基地						
【中型ヘリコプター】 （PLH搭載）		9機				3機	1機	1機					
【練習機】		6機			6機								
合計機数と就役予定年度		23機	-	6機	-	4機	2機	3機	1機	6機	1機		
【無操縦者航空機】 （リース）		複数機	-	-	-	-	-	-	1機	複数機			



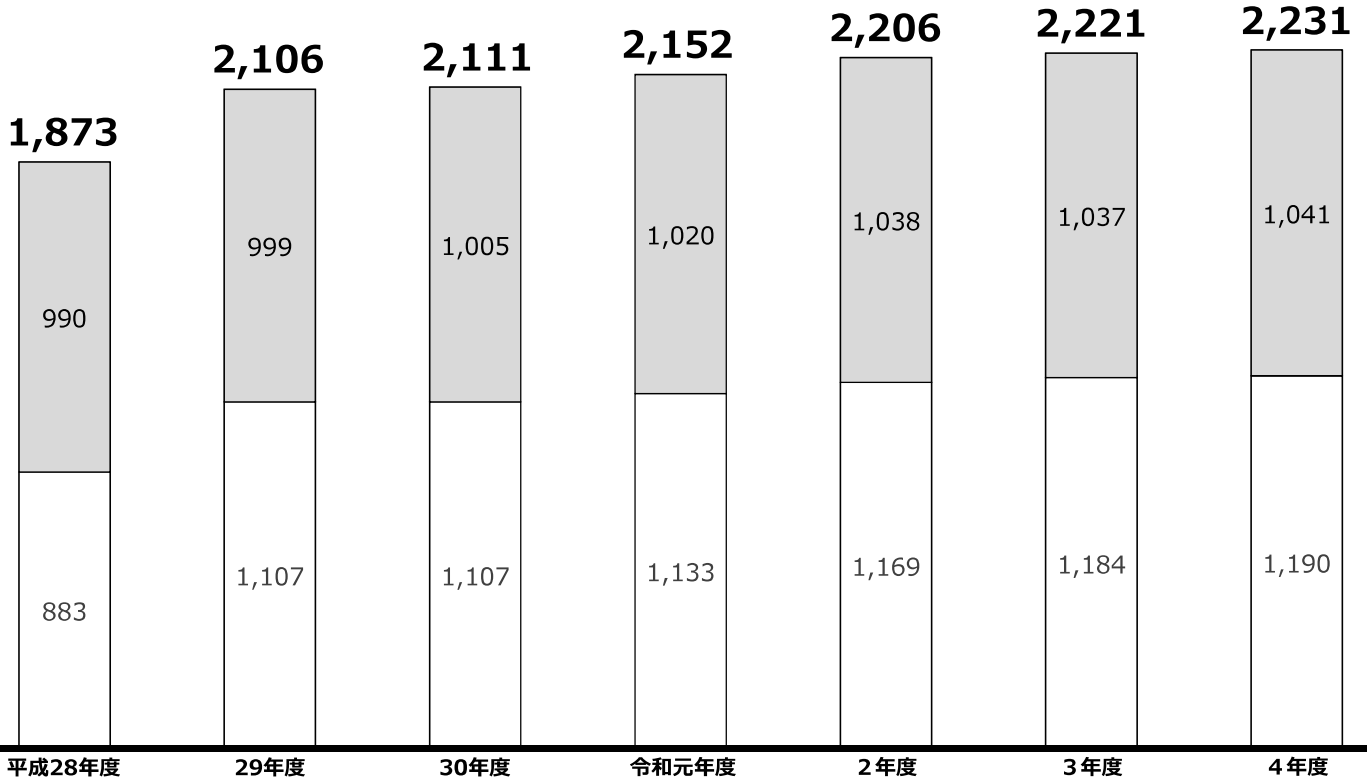
※保有隻数・機数の推移には、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく整備以外の増減を含む

予算の内訳の推移等

当初予算

□ : 物件費 ■ : 人件費

(億円)



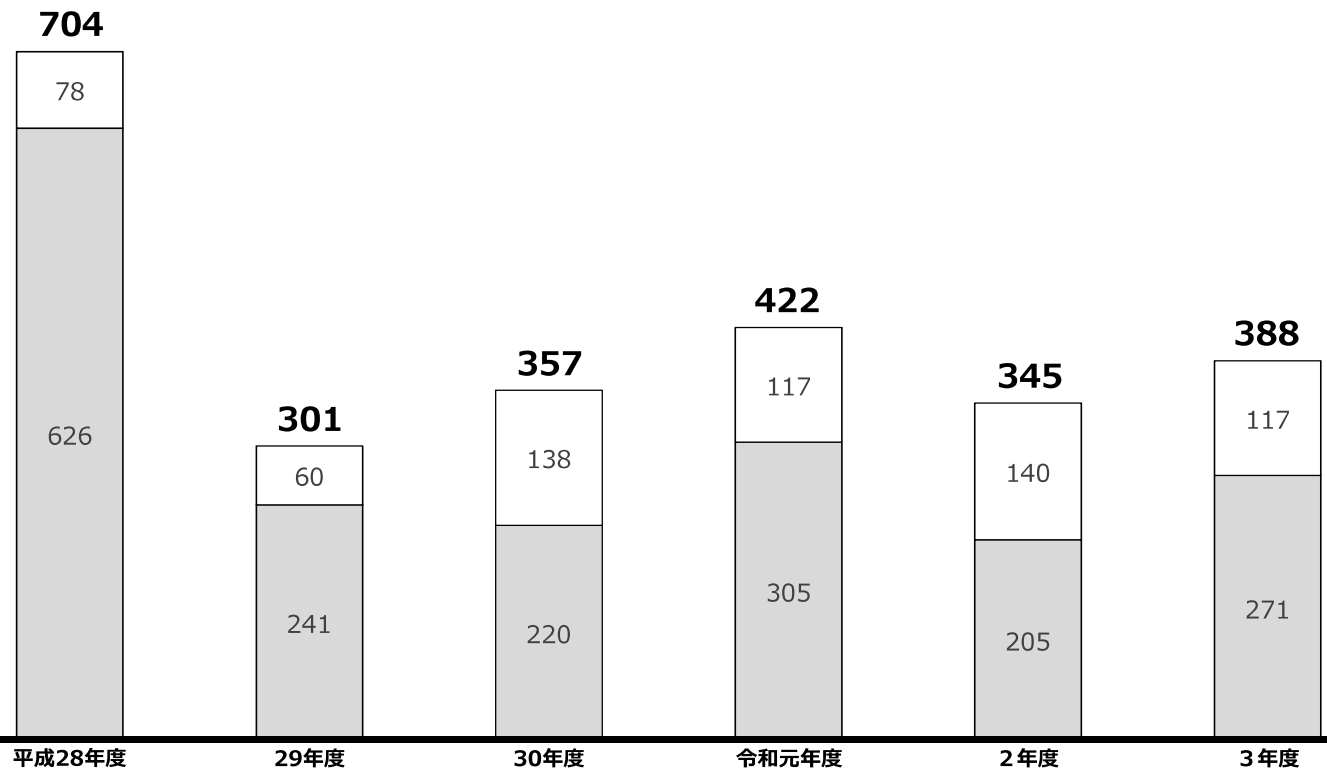
- ※ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費を除く
- ※ 特殊要因経費を除く
- ※ デジタル庁へ振り替える経費を含む
- ※ 端数処理の関係で合計額は必ずしも一致しない

補正予算

■ : 巡視船艇・航空機等の整備費

□ : その他

(億円)



- ※ 巡視船艇・航空機等の整備費には、船舶建造費、航空機購入費のほか、ヘリコプター搭載型巡視船の延命・機能向上等に係る経費を含む

令和4年度主な機構要求査定の概要

1. 海上交通サービスの高度化に関する企画立案体制の強化

○本庁交通部企画課「交通企画調整官」の設置

(令和4年4月1日設置予定)

2. 海上交通センター業務執行体制の整備

○第五管区海上保安本部「大阪湾海上交通センター」の位置変更

(令和4年度中、位置変更予定)

(注) 名称についてはすべて仮称

令和4年度定員要求査定の概要

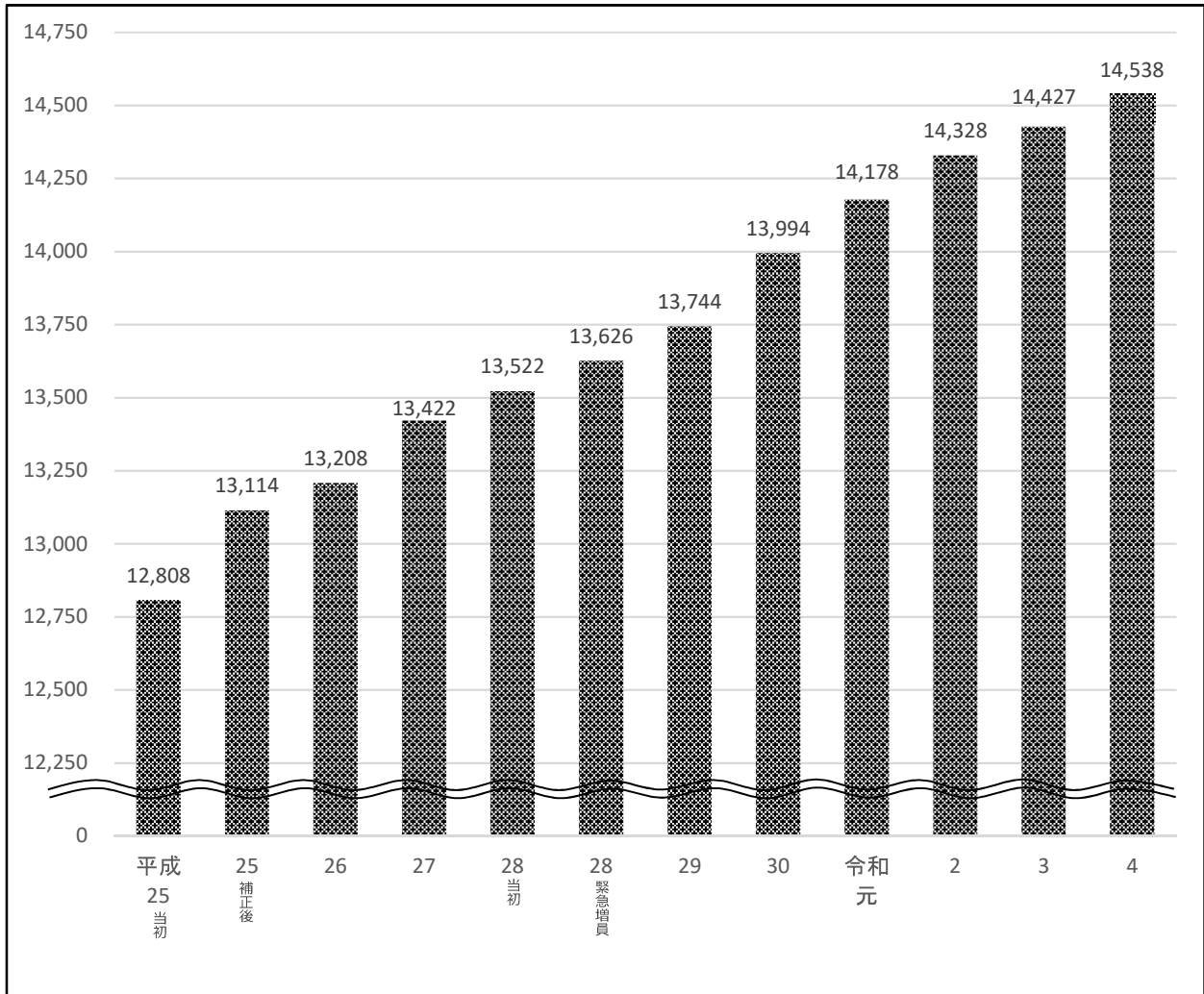
戦略的海上保安体制の構築（「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化）、国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化へ対応するための要員として、424人を増員

増員〔424人〕

- | | |
|---|-------------|
| ○ <u>戦略的海上保安体制の構築</u> | <u>229人</u> |
| 《「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制の強化》 | |
| ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備のための要員 | (113人) |
| ・ 海洋監視体制の強化のための要員 | (45人) |
| ・ 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化のための要員 | (37人) |
| ・ 海洋調査体制の強化のための要員 | (17人) |
| ・ 基盤整備のための要員 | (17人) |
| ○ <u>国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化</u> | <u>195人</u> |
| ・ 巡視船等の高機能代替等のための要員 | (5人) |
| ・ 治安・安全対策等の強化のための要員 | (190人) |

定員の推移

(単位：人)



年度	平成25 (補正を除く)	25 (補正)	26	27	28 (緊急増員を除く)	28 (緊急増員)	29	30	令和元	2	3	4
増員	400	306	320	435	316	104	338	467	423	436	385	424
合理化等	▲ 281	0	▲ 226	▲ 221	▲ 216	0	▲ 220	▲ 217	▲ 239	▲ 286	▲ 286	▲ 313
純増数	119	306	94	214	100	104	118	250	184	150	99	111

海上保安体制強化に関する方針〈抄〉

平成 28 年 12 月 21 日
海上保安体制強化に関する
関係閣僚会議決定

3. 海上保安体制強化に関する方針

上記 1. (2) に示すような尖閣諸島周辺海域をはじめ、我が国周辺海域を取り巻く情勢を念頭に、国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）等を踏まえつつ、下記に示すとおり、海上保安体制強化を図る。その際、喫緊の課題である尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進め、その他については、所要の検討を行った上で、段階的に必要な体制整備を進める。

(1) 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

尖閣諸島周辺海域における領海侵入事案に対して、これまで尖閣領海警備専従体制の整備を進めてきたが、中国公船の大型化・武装化等を踏まえ、それに対応できる巡視船等の整備を進め、尖閣領海警備体制を更に強化する。その際、必要な基地整備にも併せて取り組む。

また、中国公船等が、大量に尖閣周辺海域に集結する場合には、上記の尖閣領海警備体制に加え、各管区で必要な業務を支障なく遂行し、大規模事案が同時に発生した場合であっても対応できる体制を確保しつつ、全国からの緊急応援派遣で対応を行う。

上記の体制整備に当たっては、尖閣諸島周辺海域等の変化する情勢に機動的に対応できるよう、既存の巡視船等の配置・運用の見直しを含めて体制の強化を図る。

(2) 海洋監視体制の強化

全国の広大な海域において重点的に外国公船、外国漁船、外国海洋調査船やテロ等の脅威に対する監視体制を強化するため、航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化のほか、監視情報の集約・分析等に必要の情報通信体制の強化を図る。なお、広域海洋監視のあり方についても研究を進める。

その際、自衛隊との役割分担を踏まえた情報共有・連携強化等も進めながら、海域毎に優先順位をつけつつ、費用対効果も勘案した上で、段階的に必要な体制を強化する。

(3) 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

現下の厳しいテロ情勢や北朝鮮による挑発的行動を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化を段階的に進める。

(4) 海洋調査体制の強化

他国による大陸棚延長申請や中間線を越えた海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくためにも、外交当局等の国内関係機関との協力・連携を進めつつ、必要な海洋調査等を計画的に実施する必要がある。そのため、他国による海洋調査の動向や必要な調査対象海域の範囲等も踏まえ、必要な海洋調査体制を強化する。

(5) 基盤整備

上記の体制整備を着実に進めるため、海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成と併せて、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等を進める。

また、上記の体制整備を行うにあたっては、既存の巡視船等の配置・運用の見直しのほか、計画的な長寿命化や海上保安庁の組織・業務の見直し、調達価格の見直し等を行うことと併せて、必要な体制の確保を図る。

(6) 留意事項

- 本方針の内容は、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを見直していくこととし、我が国周辺海域を取り巻く情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における情勢を十分に勘案した上で検討を行い、必要な修正を行う。
- 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との連携を図りつつ、「経済・財政再生計画」（「骨太 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定））等の財政健全化に向けた枠組みの下、効率化・合理化を徹底した整備に努めるほか、関係予算の重点化・効率化等により財源を確保する中で、必要な整備を進める。

海洋基本計画〈抄〉

平成 30 年 5 月 15 日
閣 議 決 定

第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

○ 海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。

エ 情報収集・分析・共有体制の構築

○ 平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 海洋調査の推進

ア 海洋調査の戦略的取組

○ 我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。

我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針〈抄〉

平成 30 年 5 月 15 日
総合海洋政策本部決定

3. 我が国におけるMDAの能力強化の方向性及び施策

(2) 能力強化の方向性及び施策

ア 情報収集体制

② 情報収集のためのアセットの着実な整備及び効果的な利活用

海上保安庁の海洋監視体制については、我が国の領海等における脅威・リスクの増大傾向を踏まえ、「海上保安体制強化に関する方針」（平成 28 年 12 月、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、海洋監視体制を強化していくことが重要である。



愛します！守ります！日本の海



海上保安庁
HP



海上保安庁
Twitter



海上保安庁
YouTube

(この冊子は、再生紙を使用しています。)